



## 裁 決 書

相模原市南区下溝445番地2 エスコート・パートI-205

審査申立人 小林 丈人

上記審査申立人から平成27年6月10日付けで提起された同年4月12日執行の相模原市議会議員選挙南区選挙区における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

### 審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年4月12日執行の相模原市議会議員選挙南区選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、相模原市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が同年5月24日付けで申立人の当選を無効とする決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、同年6月10日に当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求める審査の申立てを提起したものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 市委員会が異議申出の審査にあたり平成27年5月20日に実施した投票の一部開披点検の結果、大槻和弘の有効投票とみられる投票1票（別記の1の投票。以下「当該投票」という。）が無効投票の束から発見されたが、当該投票は、氏にあたる部分が「大つき」とはっきり読むことができることから、開票作業において無効投票に分類されるとは考えられない。
- 2 当該投票は、無効投票の判定を行っていた審査第1係及び審査第2係の審査をくぐり抜けて無効投票に分類されたことになるが、厳正かつ公正な開票

作業を行っていた相模原市南区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）が、当該投票を見逃すとは到底考えられない。

- 3 そのため、当該投票は開票作業が行われていた際には存在しなかった投票であり、開票作業後に無効投票の束に潜り込ませたと考えるのが自然である。区委員会は投票を保存する箱（以下「投票保管箱」という。）の封印時間のみ正式に記録していなかったが、本件選挙の最終的な開票結果が市委員会から発表された平成27年4月13日0時27分以降、投票保管箱が封印された2時頃の間当該投票を無効投票に潜りこませたのである。
- 4 また、大槻和弘の市委員会への異議申出理由に、「開票事務に従事したとされる匿名の者から」大槻和弘に通報があったとあるが、匿名の通報を理由に市委員会による投票の一部開披点検を行った結果、当該投票が都合よく見つかるというストーリーはよくできすぎている。この投票の一部開披点検の結果、白紙投票8票が新たに見つかっているが、当該投票をごまかすために紛れ込ませたと考えるほかない。
- 5 前述の論理は荒唐無稽なものではない。平成25年7月21日執行参議院議員通常選挙における香川県選挙区では、高松市選挙管理委員会の職員が有効投票の入ったダンボール箱の封印を解き、中に入っていた投票を破棄するという不正操作が明るみに出たところであり、封印後の投票について操作が可能であるならば、封印前に投票を潜り込ませることも十分可能である。
- 6 以上のことから、当該投票は平成27年4月12日から同月13日にかけて行われた開票作業の際には存在せず、開票結果が発表されてから投票保管箱が封印されるまでの間に、無効投票の束に潜り込ませたものである。よって、同年5月24日に、市委員会によってなされた申立人の当選無効の決定は取り消されるべきである。
- 7 市委員会は、当該投票が点検の際に見つからなかった経緯、見落としたとすればどのような段階で見落としたのか、開票作業終了後封印するまでのプロセス等をい

ずれも調査していないが、当委員会は事実関係について嚴重に調査して、眞実を發見すべきである。

8 申立人は、市委員会の弁明書に対する反論書及び当委員会が実施した審尋において、当該投票が潜り込まされたもの、又は差し替えられたものであるとの理由を追加して述べているが、要約すれば次のとおりである。

(1) 平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における香川県選挙区において、高松市選挙管理委員会の職員が有効投票の入ったダンボール箱の封印を解いて、中に入っていた票を破棄した事例があることから、投票保管箱を封印した後に当該投票を潜り込ませることも十分可能である。

また、申立人による聞き取りに対して、投票保管箱を封印した平成27年4月13日2時頃から、同日13時に保管用倉庫に移すまでの間にどこにあったのかわからないと市委員会が回答しており、封印した投票保管箱を開けて当該投票を紛れ込ませることが可能であったと考える。

(2) 市委員会が、残票及び不在者投票の未返戻数をもとに投票用紙の使用枚数を調査した。その結果は102,307枚となったが、市委員会による投票の一部開披点検において判明した投票総数102,306票と比べて1枚多くなっている。この行方がわかっていない投票用紙1枚が、当該投票として使用され、無効投票の束の中の票と差し替えられたのである。

#### 裁決の理由

当委員会は、この審査の申立てを受理した後、市委員会から弁明書の提出を求め、これを徴するとともに、申立人からは反論書の提出を受けた。

また、区委員会に対し、本件選挙の選挙録その他関係書類の提出を、市委員会に区委員会職員等からの聞取調査の結果その他関係書類の提出を求め、これらを調査するとともに、区委員会に対し保管する本件選挙の全投票の提出を求め、市委員会、区委員会、申立人及び利害関係者である大槻和弘の立会いの下、投票の梱包及び封印に異常がないことを確認した上で、開披点検を行った。

さらに、申立人に対する審尋並びに開票作業において審査第1係及び審査第2係の班長であった相模原市職員2人に対する証人尋問を行い、慎重に審理を行った。

その結果は次のとおりである。

#### 1 申立理由1について

当該投票は、無効投票の事由のうち「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」に分類されていたことから、氏の記載のほかに「か〔記載不明確な文字1字〕ひ」との3文字の記載（以下「か●ひ」という。）があるため、「大槻和弘」又は「大槻研」のいずれを記載したものが明らかでないとして、無効投票と判定したものと考えられ、申立人が主張する無効投票に分類されることが考えられないというものではない。

なお、申立人は、有効投票又は按分票として審議されたはずであると主張するが、按分票について規定した公職選挙法第68条の2第1項にいう同一の氏名、氏又は名のみを記載した投票にはあたらないことから、当該投票が按分票に分類されることは適当でない。

#### 2 申立理由2について

審査第1係には班長及び副班長を含め10人が、審査第2係には8人が従事し、両係がそれぞれ二人一組になって効力判定を行った。係員だけで判定することが難しい投票については、班長又は副班長と相談して決定したが、係員が相談は必要ないと判断すれば、班長又は副班長に確認することなく投票の効力判定が行われることになっていた。このような係員の判断のみにより投票の効力が決定され得る体制にあつて、審査に初めて従事する者が、審査第1係に2人、審査第2係にも何人かいたにもかかわらず、区委員会による事務説明会は班長及び副班長のみを対象とし、係員は開票事務の手引きを事前の一読した上で開票に従事することになっていた。

このような体制下にあつたことを前提として、当該投票がどのように分類されたのかを判断すると次のとおりである。

当委員会による証人尋問において、審査第1係班長は、自らは当該投票の効力判定をしておらず、他の係員から相談を受けた記憶もないが、班長自らが審査第1係に回付された全ての投票を見ているわけではなく、当該投票が開票作業時に存在しなかったと断言するものではないと証言している。

また、審査第2係班長は、当該投票について見たか見なかったか記憶がないが、無効投票は全て審査第2係を通ることになっていたため、無効投票に分類された投票であれば、審査第2係を通ったものと推定できると証言している。

さらに、係員について、市委員会が平成27年5月27日、同月28日及び同年6月1日に行った審査第2係職員8人への聞取調査の結果によれば、5人の係員が当該投票を「見た記憶がない」、「記憶にない」又は「覚えていない」と回答しており、当該投票が存在しなかったと証言した職員はいない。

以上のことから、事務を適正に処理するには問題視せざるを得ない体制であったものの、班長が当該投票の効力判定をしたが、これを記憶してない場合や、係員のみによって効力判定がなされ、班長が当該投票を確認していなかった場合がないと明確に断定できないことから、申立人の主張する「区委員会が当該投票を無効投票に分類することが到底考えられない」状況は認められない。

### 3 申立理由3～6について

いずれの申立理由においても本件選挙において当該投票を潜り込ませた具体的な事実の摘示はないことから、可能性を述べているに過ぎないものであると判断する。

なお、市委員会による一部開披点検の結果、白紙投票が端数票の束から選挙録よりも8票多く発見されたが、これらは無効投票の中から発見されたものであって、候補者の得票数、さらには当落に影響を与えるものではないから、当該投票を潜り込ませたことをごまかすために紛れ込ませたものとする根拠は見出し難い。

### 4 申立理由7について

当委員会は、本件審査申立ての裁決に当たり必要と認める範囲で、事実関係を調査するものである。

## 5 申立理由8（1）について

当委員会が市委員会から徴した投票保管箱の管理状況が分かる書類によれば、選挙会終了後、相模原市立総合体育館の役員控室において施錠して保管し、会場準備係の市職員がトラックに載せて平成27年4月13日正午前には倉庫に搬入し、機械警備の開始操作及び施錠が行われており、投票保管箱がどこにあったかわからないという状況にはなかったものと認められる。

投票保管箱が封印された後に当該投票を潜り込ませたことについては、具体的な事実の摘示がないことから、可能性を述べているに過ぎないものである。

## 6 申立理由8（2）について

具体的な事実の摘示がないことから、可能性を述べているに過ぎないものである。

## 7 投票の開披点検について

当委員会は、本件審査の申立ての裁決に当たり、申立人と大槻和弘の得票差が近接していることに鑑み、職権に基づき投票の開披点検を行った。

投票の開披点検は、申立人及び大槻和弘の有効投票並びに無効投票にとどまらず、他の全候補者の有効投票についても慎重かつ厳正に行った。

その結果は次のとおりである。

(1) 選挙会において各候補者の有効投票とされた投票の票数は選挙録記載のとおりであり、無効投票とされた投票については、白紙投票が選挙録記載の票数より8票多く、市委員会が異議申出の審査に当たって実施した投票の一部開披点検の結果のとおりであることを確認した。

(2) 各投票の内容を点検した結果、当委員会が、大槻和弘の投票の効力について判断を要するとした投票は、別記の1及び2のとおりである。なお、申立人の投票の効力について判断を要するとした投票は存在しなかった。

## 8 摘出票に対する主な判断基準

投票の効力の決定に当たっては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第67条後段では、「第68条の規定に反しない限りにおいて、



その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定しており、その選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（昭和31年2月3日最高裁判決、同旨平成12年1月26日東京高裁判決）であるとされている。

## 9 摘出票に対する判断

前述の判断基準に基づき、別記の1及び2の投票について検討する。

### (1) 別記の1の投票について

この投票は無効投票の中から摘出したものである。「大つきか●ひ」と判読することができる。「大つき」を氏とする候補者には「大槻和弘」と「大槻研」がいるところ、「か●ひ」の記載と「大槻研」の名には類似性が認められないが、「大槻和弘」の名の読みがなと、「か●ひ」の第1字及び第3字が一致することから、「大つきかずひろ」と書こうとして名を誤記したものと認められ、大槻和弘の有効投票と解するのが相当である。

### (2) 別記の2の投票について

この投票は無効投票の中から摘出したものである。「おおつき」と記載されているが、第5字及び第6字が記載不明確で、「大槻和弘」と「大槻研」の、いずれの候補者の有効投票とも解することは困難であるため、無効投票と解するのが相当である。

## 10 申立人及び大槻和弘の有効投票

以上の判断の結果、大槻和弘の得票数は、選挙会において確定した按分票を加える前の得票数3,296票に、当委員会がこのたび有効と決定した1票を加算することにより3,297票となる。

また、按分票についても、大槻和弘の按分票数が7.339票から7.340票に、

大槻研の按分票数が4.660票から4.659票となる。

この結果、大槻和弘の得票数が3,304.340票、大槻研の得票数が2,097.659票となる。

一方、申立人の得票数は、選挙会で決定された票数と同じく3,304票となる。

この結果、大槻和弘の得票数が、申立人の得票数を0.340票上回るようになる。

#### 11 その他の投票の効力

当委員会は、申立人及び大槻和弘の有効投票以外の投票についても調査を行っており、各投票の効力を総合的に判断した結果、以下の投票が認められた。

- (1) 候補者の得票とされている投票の中に、他の候補者の得票と認定すべきものが混入しているもの
- (2) 候補者の得票とされている投票の中に、法第68条の規定に該当するものとして無効投票と認定されるべきもの
- (3) 法第68条の規定に該当するものとして無効投票とされている投票の中に、有効投票と認定されるべきもの

これらの投票を整理すると別表のとおりとなるが、これらの異動は、本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすものではない。

12 以上のことから、当該投票が開票確定後に潜り込ませたものであるとの申立人の主張は認めることができず、また、大槻和弘の得票数が申立人の得票数を上回ることから、原決定を取り消すとの裁決を求める申立人の主張は理由がない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成27年8月7日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山田 吉三郎





別 記

番号	1	2				
投票の記載内容	<table border="1" data-bbox="588 568 751 1155"><tr><td data-bbox="592 573 748 622">候補者氏名</td></tr><tr><td data-bbox="592 622 748 1151">大つきかほひ</td></tr></table>	候補者氏名	大つきかほひ	<table border="1" data-bbox="1062 555 1225 1144"><tr><td data-bbox="1066 560 1222 609">候補者氏名</td></tr><tr><td data-bbox="1066 609 1222 1140">おおつきかほひ</td></tr></table>	候補者氏名	おおつきかほひ
候補者氏名						
大つきかほひ						
候補者氏名						
おおつきかほひ						

## 別表

候補者の氏名	得票数			異動の状況（記載内容等）
	選挙会の決定	当委員会の決定	増減	
稲垣 みのる	4,894	4,893	-1	氏名のほか他事記載がある1票を無効投票とした。
大槻 かずひろ	3,303.339	3,304.340	+1.001	「大つきか●ひ」と記載された1票を有効投票とした。 按分票0.001が加わった。
みぞふち 誠之	3,303	3,302	-1	おりかさ峰夫の1票が混入していた。
おりかさ 峰夫	2,941	2,942	+1	みぞふち誠之の票に1票混入していた。
おおつき 研	2,097.660	2,097.659	-0.001	按分票0.001が減じた。
松川 きみひろ	1,078	1,079	+1	「松川きみ●」又は「松川きみ●●」と記載された1票を有効投票とした。
渋谷 ひろし	885	884	-1	氏名のほか他事記載がある1票を無効投票とした。

注1 ●は、記載が不明確な文字である。

- 2 白紙投票が1,683票（選挙会の決定）から、市委員会による決定における判断と同じ1,691票（当委員会の決定）となる（8票増）。
- 3 無効投票数が2,487票（選挙会の決定）から、「稲垣みのる」の有効投票から無効投票とした1票、「渋谷ひろし」の有効投票から無効投票とした1票及び白紙投票の増分8票を加え、「大槻かずひろ」及び「松川きみひろ」の有効投票とした各1票、計2票を減じて2,495票（当委員会の決定）となる（8票増）。